

総務教育常任委員会資料

(令和5年6月12日)

# 請願5年議会第19号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

## 請 願 文 書 表

議 会 資 料

## 請願（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-19 (R5.6.8)	議 会	鳥取県議会議員の「統一協会」との関係の徹底調査、県民への説明、そして関係断絶と、政務活動費の是正を求める請願	

## ▶請願事項

- 1 鳥取県議会議員と「統一協会」との関係を徹底的に調査し、その結果を県民に説明し、キッパリと関係を断絶すること。
- 2 「政務活動費」について、「統一協会」関連団体への支出の調査・公表、返還を求め、「反社会的な団体」への支出を禁止すること。

## ▶請願理由

安倍晋三元内閣総理大臣の銃撃事件をきっかけに、現「世界平和統一家庭連合」（旧「世界基督教統一神霊協会」、以下「統一協会」という。）と政治家との関係が次々と明るみになり、「鳥取県議会自由民主党に所属する19人の県議のうち過半数11人が、過去に教団関係の会合や集会に参加」（令和4年9月3日付日本海新聞）、「都道府県議で回答が得られた12%が接点を認め、自治体の割合では、岐阜県41.3%、富山県31.5%、鳥取県23.5%」（同月4日付朝日新聞）と、多くの鳥取県議会議員が「統一協会」と関与している実態も報道された。

また、県民の税金で賄われている政務活動費を使って、「統一協会」関連と指摘がある「鳥取県平和大使協会」、「日韓トンネル推進鳥取県民会議」、「全国地方議員研修会」等の会合に参加していることも、鳥取県議会ホームページの「鳥取県議会政務活動費収支報告書等関係書類」から確認することができる。

「統一協会」は、裁判でいくつも違法行為が確定している反社会的集団である。だからこそ、不十分さが指摘されつつも、昨年末には「被害者救済法」が早期成立し、「全国靈感商法対策弁護士連絡会」が求め続けてきた宗教法人法の規定に基づく解散命令請求の主張を受け、政府も宗教法人法の規定に基づく「質問権」を行使し、「統一協会」への調査が行われている。

議員への対応では、岸田文雄内閣総理大臣・自由民主党総裁が、「統一協会との関係断絶」を表明し、「地方議員についても関係を断つ方針を徹底する」と述べ、自由民主党本部も「統一協会との関係遮断の徹底を求める」通知を都道府県連に送付し、自由民主党運営の指針＝「ガバナンスコード」を改定し、「活動の社会的相当性が懸念される組織・団体からの不当な政治的影響力を受けること、または、その活動を助長すると誤解されるような行動について、厳に慎むものとする」と追記した。

鳥取県議会としても、「統一協会」との関係について、はじめある対応をとり、県民の信頼回復に努めることが必要である。そのためにも、上記のことに早急に取り組まれることを、強く求める。

## ▶提出者

日本共産党鳥取県委員会  
 日本共産党東・中部地区委員会  
 署名者数 758名

▶紹介議員

市谷 知子

## 現状と県の取組状況

執行部提出参考資料

鳥取県議会事務局（総務課）

### 【現状と県の取組状況】

#### 1 鳥取県議会議員と「統一協会」との関係を徹底的に調査し、その結果を県民に説明し、キッパリと関係を断絶すること。

令和4年9月に県議会議員34名全員に実施された日本海新聞のアンケートによると、鳥取県議会自由民主党に所属する19名のうち11名の議員が、過去に教団関係の会合や集会に参加していたと回答している。また、関係があった議員のうち1名は、選挙協力を受けたとされている。

また、自由民主党においては党運営の指針となる「ガバナンスコード」を改訂し、「旧統一教会および関連団体と一切関係を持たず、社会的に問題が指摘されている団体とも関係を持たない方針について、所属国会議員に遵守を求める」とする基本方針を反映させ、党所属国会議員に周知・徹底するとともに、都道府県支部連合会を通じて、地方議員や地域支部等にも周知・徹底を図っている。

- ・追加された指針の内容：原則5-4 組織・団体との責任ある関係の確保

党所属の国会議員は、活動の社会的相当性が懸念される組織・団体からの不当な政治的影響力を受けること、または、その活動を助長すると誤解されるような行動について厳にこれを慎むものとする、党本部はこれら組織・団体に関する党所属の国会議員からの照会に対応する体制を整備する。

#### 2 「政務活動費」について、「統一協会」関連団体への支出の調査・公表、返還を求め、「反社会的な団体」への支出を禁止すること。

政務活動費は、政務活動に要する経費に対して、鳥取県政務活動費交付条例に定める使途に従い、議員自らの判断によりその経費を充当している。

また、充当においては「政務活動費の使途及び支出手続きに関する指針（平成19年4月1日制定）」を尊重し、政務活動費の適切な執行を行うこととされており、当該指針の中では、以下の経費は政務活動費の対象外とされている。

<対象外経費>

- ・以下の経費は政務活動費の対象外とする。

(1) 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費

(2) 個人の立場で加入している団体などに対する会費等

(例) 町内会費、公民館費、壮年会費、PTA 会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等

(3) 政党（県連）本来の活動にともなう党費、党大会賛助金等

(4) 議会内の親睦団体（議員野球部、ゴルフ部等）の会費

(5) 他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費

(6) 宗教団体の会費

(7) 冠婚葬祭の経費（結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等）

(8) 飲食・会食を主目的とする各種会合の会費